

公有水面埋立法の一部改正について

(昭和49年6月14日 港管1580号 建設省河政発第57号 運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)記3及び4

3 埋立の免許基準について(法第4条第1項及び第2項、則第5条及び第6条関係)

(1) 埋立の免許基準の性格について

法第4条第1項各号の基準は、これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準の全てに適合している場合であっても免許の拒否はあり得るので、埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行うこと。

(2) 国土利用上適正かつ合理的なることについて(法第4条第1項第1号関係)

埋立てそのもの及び埋立地の用途が国土利用上適正かつ合理的であるかどうかにつき慎重に審査すること。

(3) 環境保全の配慮について(法第4条第1項第2号関係)

埋立てそのものが水面の消滅、自然海岸線の変更、潮流等の変化、工事中の濁り等に関し、海域環境の保全、自然環境の保全、水産資源の保全等に十分配慮されているかどうかにつき慎重に審査すること。

(4) 公共施設の配置及び規模について(法第4条第1項第4号、則第5条関係)

イ 則第5条第2号の公園、緑地及び広場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立てが新たに土地を形成するものである点を考慮し、また、埋立の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用すること。

ロ 則第5条で規定する公共施設以外の公共施設についても、法第4条第1項第4号の規定により、その配置及び規模が適正であることが必要であり、審査に当たり十分留意すること。

(5) 令第7条の法人の行う分譲を目的とする埋立てについて(法第4条第1項第5号、令第7条関係)

イ 分譲を目的とする埋立ての主体を限定した趣旨にかんがみ、当該法人の事業活動の公共性、公益性、埋立地の処分方法等について慎重に審査すること。

ロ 土地の造成及び処分の業務の運営が、定款、協定等に基づき、資金計画、事業計画等の作成又は変更について、出資した国又は公共団体の許可、承認等を必要とすることとなっている等当該国又は公共団体の監督のもとになされることになっていることを確認すること。

ハ 令第7条各号の条件が免許後も維持されるよう、必要に応じ、免許条件を付することにより担保すること。

4 出願事項の変更等の許可について（法第13条ノ2関係）

（1）埋立区域の変更について

法第13条ノ2の規定により出願事項のうち埋立区域の縮小等の許可の制度が創設されたが、免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするときは、新規の免許が必要となるので留意すること。